

神奈川県子ども・子育て支援推進条例の改正について

1 改正の背景

- 県では、条例を常に時代に合致したものとするを目的として、「神奈川県条例の見直しに関する要綱」を制定し、原則5年ごとに条例の見直しを行うこととしている。
- 子ども・子育て支援推進条例について、平成29年9月末をもって施行後10年を経過したことから、当該要綱に基づく見直し作業（改正又は廃止の要否の検討）を行った。
- なお、見直しにあたっては、前回見直し（平成25年度）以降の関係法令等の施行・改正状況（※）や社会環境の推移、子育て関係団体等への意見照会結果を踏まえ、検討を行った。

（※ 子どもへの貧困対策の推進に関する法律（H26.1）、子ども・子育て支援法（H27.4）の施行次世代育成支援対策推進法（H27.4）、児童福祉法（H28・H29）の改正持続可能な開発目標（SDGs）の国連サミット採択（H27.5）

- 見直しの結果、2のとおり改正することとした。

2 改正内容

(1) 子どもへの貧困対策の条例への位置づけについて

- 「子どもへの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行されるなど、全国的に子どもへの貧困対策の重要性が強く認識されている中、県でも「神奈川県子どもへの貧困対策推進計画」を平成27年3月に策定し、取組みを進めている。
- 一方、子ども・子育て支援推進条例では、第9条～第14条において、県による子ども・子育て支援に関する具体的な取組みについて規定を設けているが、子どもへの貧困対策に関する直接的な規定はない。
- このため、県として子どもへの貧困対策を推進する旨を改めて明確に示すとともに、取組みの実効性や継続性を担保するため、条例への位置づけを検討する。

(2) 子ども・子育て支援を制度化している事業者の認証に係る規定の整理について

- 県では、子ども・子育て支援推進条例第15条に基づき、次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画の届出を行っていることなど、一定の基準に適合する事業者を「かながわ子育て応援団」として認証している。
- 同法の改正により、一定の基準を満たし、厚生労働大臣の認定を受けた事業者（プラチナくるみん認定事業者）については、一般事業主行動計画の届出義務が免除された。
- このため、プラチナくるみん認定事業者については、一般事業主行動計画を策定していない場合も子育て応援団として認証できるよう、条例の規定を整理する。

3 条例の改正時期

- 2(1) は令和2年4月1日から施行。
- 2(2) は令和2年7月1日から施行。

新旧対照表

○神奈川県子ども・子育て支援推進条例

新	旧
<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(養護を必要とする子どもの福祉の充実等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p><u>(貧困の状況にある子どもへの支援)</u></p> <p><u>第12条の2 県は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもに対する教育の支援、生活の安定に資するための支援その他必要な支援を行うものとする。</u></p> <p>第13条・第14条 (略)</p> <p>(基準に適合する事業者の認証等)</p> <p>第15条 知事は、事業者からの申請に基づき、規則で定めるところにより、当該事業者について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業に関する事項について就業規則その他これに準ずるものに規定していること、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項若しくは同条第4項の規定により、<u>同条第1項に規定する一般事業主行動計画の届出を行っていること、又は同法第15条の2の規定による認定を受けていることその他の規則で定める基準に適合するものである旨の認証を行うことができる。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>第16条～第24条 (略)</p>	<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(養護を必要とする子どもの福祉の充実等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>第13条・第14条 (略)</p> <p>(基準に適合する事業者の認証等)</p> <p>第15条 知事は、事業者からの申請に基づき、規則で定めるところにより、当該事業者について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業に関する事項について就業規則その他これに準ずるものに規定していること、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項の規定により、<u>同項に規定する一般事業主行動計画の届出を行い、かつ、インターネットの利用その他の方法により公表していることその他の規則で定める基準に適合するものである旨の認証を行うことができる。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>第16条～第24条 (略)</p>

子どもの貧困対策の推進に関する法律

(平成25年6月26日法律第64号)
(令和元年6月19日公布(令和元年法律第41号)改正)

目的・基本理念

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困対策を総合的に推進する。

基本理念

- ・社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されること
- ・子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずること
- ・背景に様々な社会的な要因があることを踏まえること
- ・国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行うこと

子どもの貧困対策を総合的に推進する枠組み

国	<ul style="list-style-type: none">・子どもの貧困対策を総合的に策定、実施・子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において「<u>子供の貧困対策に関する大綱（閣議決定）</u>」を策定 ※子どもや保護者等関係者の意見を反映させるための措置を講ずる
都道府県	<ul style="list-style-type: none">・地域の状況に応じた施策の策定、実施・都道府県計画策定 ※努力義務、大綱を勘案
市町村	<ul style="list-style-type: none">・地域の状況に応じた施策の策定、実施・<u>市町村計画策定</u> ※努力義務、大綱及び都道府県計画を勘案



大綱記載事項

基本的な方針	
子どもの貧困に関する指標 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、 <u>生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率・大学等進学率</u> 等	
教育の支援	<u>生活の安定に資するための支援</u>
<u>保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援</u>	経済的支援
調査及び研究	<u>検証及び評価その他の施策の推進体制</u>

《附則第2項》

政府は、この法律の施行後5年を目途として…必要であると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。